平成２６年（フ）第６７号
福岡県築上郡築上町大字本庄2041番地
債務者　山口　千春
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4013番地３スカイビラ103
債務者　大藤　康雅
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
佐賀市高木瀬西４丁目10番45号　メゾンドール若楠２Ｆ
債務者　豊平こと　中村賀寿夫
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
佐賀市多布施４丁目２番34号
債務者　アーキテクトこと　北島　智雄
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
佐賀市高木瀬東４丁目５番32号
債務者　菅原　　淳
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８４号
さいたま市岩槻区西原台２丁目３番37号　杉崎コーポラス106
債務者　松本　啓子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区21棟304号、旧住所埼玉県春日部市新宿新田222番地28
債務者　芝山　勝己
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
大阪府泉南市新家4442番地の25
債務者　牡丹　一男
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７９号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目７番23号
債務者　浦田　政義
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目７番23号
債務者　浦田　千惠（旧姓清家）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―1110号
債務者　長澤　　晃
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９０号
大阪府泉大津市曽根町１丁目12―５―５、住民票上の住所大阪府和泉市幸３丁目17番70―401号
債務者　上田　和美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
大阪府岸和田市作才町1271番地、前住所大阪府和泉市鶴山台３丁目９番16―504号
債務者　小笠原裕美子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０２号
大阪府岸和田市下池田町３丁目９番２号
債務者　清原　　晃
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０３号
大阪府岸和田市下池田町３丁目９番２号
債務者　清原　桂子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
大阪府和泉市伯太町５丁目７番３―102号
債務者　廣瀬　健治
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
大阪府貝塚市橋本58番地１ハイツ山本Ｃ―102号
債務者　城元ミヨリ
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係